

# しょうがく きゅうふきん 奨学のための給付金



ご存じですか？

国・県からの教育費支援

## 1. 奨学のための給付金制度とは

進学の意志のある低所得世帯の生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、教科書費や教材費等に相当する経費について「奨学のための給付金」を給付する制度です。

**返済は不要です。**

## 2. 対象となる学校

- ・高等学校
- ・中等教育学校後期課程
- ・高等専門学校(1年生～3年生)
- ・専修学校高等課程
- ・国家資格者養成課程に指定された専修学校一般課程や各種学校のうち、  
准看護師、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師の国家資格者  
養成課程の指定を受けたもの
- ・文部科学大臣に指定された外国人学校

国立・公立・私立  
は問いません



保護者が住んで  
いる都道府県で  
申請が必要です。

次の要件のすべてを満たす必要があります。

- ・生徒が基準日(1)に高等学校等に在籍していること
- ・保護者等が、熊本県内に住所を有すること。
- ・保護者の全員に市町村民税所得割が課税されていないこと(2)、  
又は、保護者が基準日時点で生活保護を受給していること。

(1) 毎年、7月1日が基準日です。7月2日以降に対象の学校へ入学された場合、その年度の基準日は入学日となります。

(2) 年収約250万円未満が目安です。(両親と高校生と中学生1人ずつの世帯の場合)

(注) 高校生等に対して、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)」による見学旅行費又は特別育成費(児童福祉法第38条による母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている場合は、給付金を受けることは出来ません。

## 4. 支給方法・手続き

奨学のための給付金は、保護者から学校を通して県へ申請を提出しますが、支払いは県から保護者に直接支払います。



【提出書類】以下の書類を提出していただきます。

- ・熊本県奨学のための給付金交付申請書(入学した学校から配布されます)
- ・23歳未満の扶養されている兄・姉がいる場合は扶養を証明する書類(健康保険証または扶養誓約書)
- ・生業扶助受給証明書(生活保護受給の場合)

## 5. いくらもらえるの？

【高校生等1人当たりの給付金額(年額)】

	生活保護受給世帯	市町村民税所得割が課税されていない世帯	
		23歳未満の扶養されている兄・姉がいない高校生等	23歳未満の扶養されている兄・姉がいる高校生等
公立	32,300円	82,700円	129,700円
私立	52,600円	98,500円	138,000円

通信制の場合、表の金額と異なりますので、詳細はお問い合わせください。